

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 / 月 / 2 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 山口設備**

住所 **〒574-0015 大阪府大東市野崎3丁目11番5号**

代表者氏名 **代表取締役 山口直樹**

電話番号 **TEL 072-878-7481**

FAX番号 **FAX 072-878-7482**

メールアドレス **Mail: info@kk-yamaguchisetsubi.co.jp**

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6 年 / 月 / 2 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 山口設備**
住 所 **〒574-0015 大阪府大東市野崎3丁目11番5号**
代表者氏名 **代表取締役 山口直樹**

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 山口直樹	
事業の範囲	水道設備工事業及び配管工事業 給排水、給湯設備工事業 洗面台、浴槽、トイレ、流し台、住宅用水回販売 設置
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 山口設備
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒574-0015 大阪府大東市野崎3丁目11番5号 電話番号 TEL 072-878-7481 FAX番号 FAX 072-878-7482 メールアドレス Mail: info@kk-yamaguchisetsubi.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
山口直樹	155776

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 6 年 / 月 / 2 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用	金切りコン		5	
	ハイフコッター	1/2 ~ 1/2	2	
	ダイヤモンドハン		2	
	ドッター		1	
	塩ビコッター	VP-30	5	
管の加工用	やすり	200平型、半丸型	5	
	ハイフコねじ切器	ラチェット式PT1/2	2	
接合用	ハイフレンテ	300mm	3	
	フライヤー	250mm	3	
	ラチェットレンテ	19 x 24	3	
	カストーテ	ワンタットーテ	10	
	モンキーレンテ	M24, 200mm	2	
水圧テストポンプ	手動テストポンプ	T50	3	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 / 月 / 2 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 山口設備

住 所

〒574-0015 大阪府大東市野崎3丁目11番5号

代表者氏名

代表取締役 山口直樹

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府大東市野崎三丁目11番5号
株式会社山口設備

会社法人等番号	1220-01-017302	
商号	株式会社山口設備	
本店	大阪府大東市野崎三丁目10番18号	
	大阪府大東市野崎三丁目11番5号	平成27年 4月 9日移転
		平成27年 4月 9日登記
公告をする方法	官報に掲載してする方法により行う。	
会社成立の年月日	平成20年7月15日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道設備工事業及び管工事業 2. 建設工事業 3. 土木工事業 4. 大工工事業、左官工事業及びとび・土工事業 5. 防水工事業、内装仕上工事業、タイル・れんが・ブロック工事業 6. 給排水・給湯設備工事業 7. 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水回り機器の販売、設置 8. 上記各号に附帯関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	1万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡により取得するには株主総会の承認を得なければならない。	
役員に関する事項	取締役	山口直樹

大阪府大東市野崎三丁目11番5号
株式会社山口設備

	<u>取締役</u> <u>山口香琴</u>	平成30年 8月20日重任
		平成30年 8月30日登記
		令和 4年 3月20日辞任
		令和 4年 5月13日登記
	奈良県生駒市南田原町1158番地19 <u>代表取締役</u> <u>山口直樹</u> 大阪府大東市野崎三丁目11番5号 代表取締役 <u>山口直樹</u>	平成30年 8月20日重任
		平成30年 8月30日登記
		令和 4年 9月29日住所 移転
		令和 4年12月 8日登記
支 店	1 奈良県生駒市南田原町1158番地19	平成26年 5月 2日設置
		平成26年 5月 2日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成20年 7月15日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 6年 1月 9日
大阪法務局東大阪支局
登記官

岡 本 基 治



株式会社 山口設備
定 款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 山口設備 と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道設備工事業及び管工事業
2. 建設工事業
3. 土木工事業
4. 大工工事業、左官工事業及びとび・土工工事業
5. 防水工事業、内装仕上工事業、タイル・れんが・ブロック工事業
6. 給排水・給湯設備工事業
7. 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水回り機器の販売、設置
8. 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店及び支店の所在地)

第3条 当社は、本店を 大阪府 大東市 に置く。

2 当社の支店を奈良県生駒市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社が発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当社の株式を譲渡により取得するには株主総会の承認を得なければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければ

ばならない。ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

- ① 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当会社に記載又は記録するよう請求すべきことを命じた確定判決を提出して請求するとき
- ② 株式取得者が上記①の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提出して請求するとき
- ③ 株式取得者が取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人であって、これを証する書面を提出して請求するとき
- ④ その他、会社法施行規則22条1項各号に定めるとき

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、当該総会において議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、当該株主全員の同意があるときはこの限りではない。
- 3 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

- 2 社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主から議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

(総会議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他会社法施行規則72条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに署名若しくは

記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については累積投票の方法によらない。

(取締役の資格)

第19条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第21条 取締役が2名以上となった場合は、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2 当会社に置く取締役が1名の時は、その取締役を社長とする。

3 社長は当会社を代表する。

(取締役に対する報酬等)

第22条 取締役に対する報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年の6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第24条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第25条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第26条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

現行定款に不意ありません

〒574-0015 大阪府大東市野崎3丁目11番5号

株式会社山口設備

代表取締役 山口直樹



R 6 . 1 . 12

第一五五七七六号

給水装置専任技術者免状

本籍 大阪府

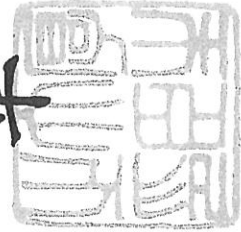
氏名 山口直樹

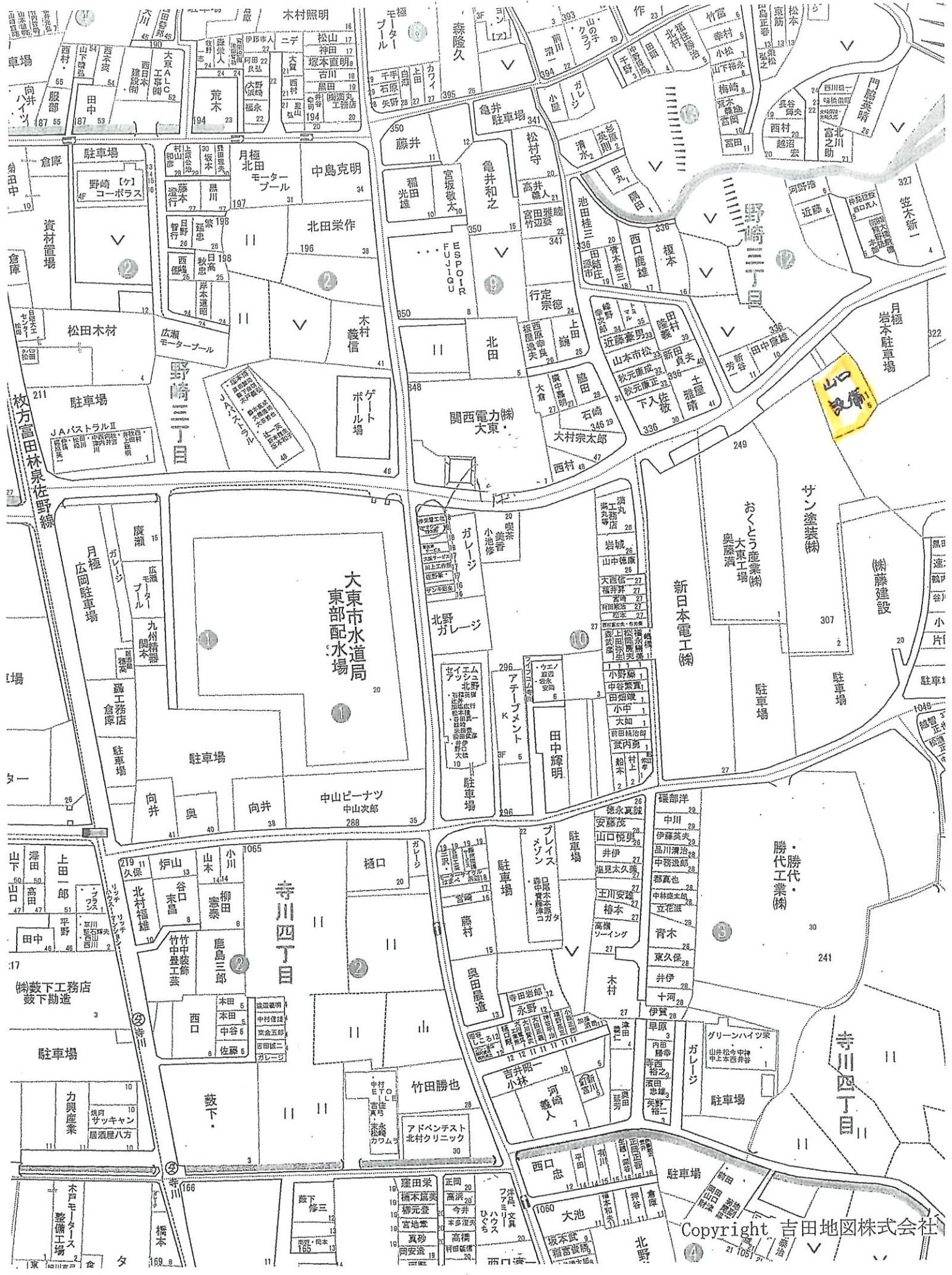
昭和五十二年九月十四日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置専任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創平

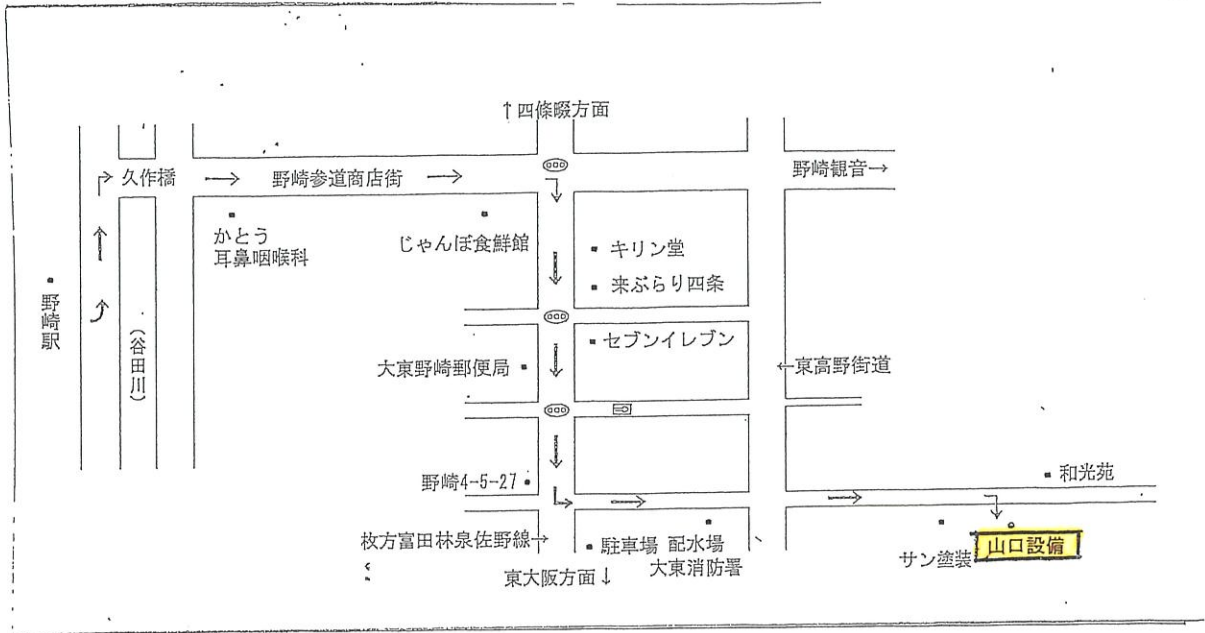




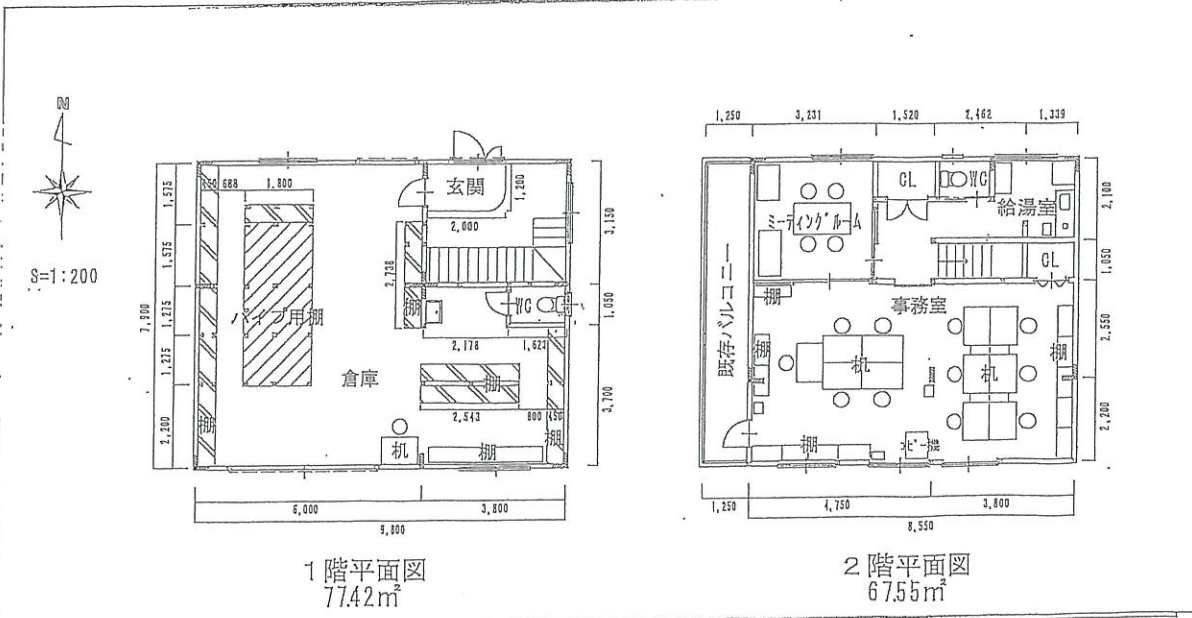
Copyright 吉田地図株式会社

様式ア

営業所の位置図



営業所・店舗の平面図 (間取り・寸法を記入)



本社





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 1 月 12 日

申請者 氏名又は名称

株式会社 山口設備

住所

〒574-0015 大阪府大東市野崎3丁目11番5号

代表者氏名

代表取締役 山口直樹

電話番号

TEL 072-878-7481

FAX番号

FAX 072-878-7482

メールアドレス

Mail: info@kk-yamaguchisetsubi.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和6年1月12日

届出者 株式会社 山口設備
氏名又は名称
住 所 〒574-0015 大阪府大東市野崎3丁目11番5号
代表者氏名 代表取締役 山口直樹

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 山口設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
山口直樹	155776	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一五五七七六号

給装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 山口直樹

昭和五十二年九月十四日生

水道法(昭和五十二年法律第百七十七号)の
規定により給装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十二年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創平

